

苦情解決について

社会福祉法第82条の規定により、当園では利用者からの苦情に適切に対応するための体制を整えてきました。第三者委員2名の方と必要に応じて連携をとりながら、以下のように対応に努めています。

苦情解決責任者 園長 山尾 聖修
苦情受付担当者 副園長 小林 智治、西村 直子
第三者委員 都木 恵子、江村 和朗

2024年4月～2025年3月まで

<内容>

近隣住民の方から、園の駐輪場以外の場所に駐輪されることについて、苦情がありました。具体的には、遊歩道の花壇付近に日常的に駐輪される自転車が数台あるが、万が一、自転車が倒れたりすると通行人がケガをする可能性があるというご指摘でした。苦情を受けて、園内ですぐに情報を共有し、保護者宛てにメールを送り、自転車は園の駐輪場に入れてもらうよう周知をおこないました。

2025年4月～2026年1月末現在まで

苦情はありませんでした。